

お知らせ

○「看護」について

当院は、厚生労働大臣が定める基準の看護配置を行っている保険医療機関です。

各病棟の施設基準・看護配置は『看護職要員の対患者割合』をご確認ください。

○「付添看護」について

規定により、患者さまの負担による付添看護は認められないことになっています。

○「室料差額」について

3人部屋以上の病室の室料差額は、徴収できないこととなっております。

各個室の料金については、『室料差額料金表』をご確認ください。

○「給食」について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）[厚生労働大臣が定める基準]の特別管理給食の届出を基にした食事を提供しています。

特別管理給食 …… 管理栄養士によって管理された給食を、適時（夕食については午後6時以降）、適温（保温・保冷配膳車使用）で提供しています。

※詳細については、医事課会計窓口にお尋ねください。

病院長